

法人インターネットバンキングサービス等補償規定

(平成27年11月2日制定)

(2020年4月1日改定)

第1条 法人インターネットバンキングサービス等とは

法人インターネットバンキングサービス等（以下「本サービス」といいます）とは、「むろしんビジネスインターネットバンキングサービス」または法人の方がご契約している「アンサーサービス」をいいます。

第2条 補償の要件

第三者が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等または電子証明書を不正に取得し、本サービスを不正利用したことによりお客様に損害が発生した場合、次の各号のすべてに該当する場合、本サービスのご契約先は、当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

1. ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
2. 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいていること。
3. ご契約先が警察署へ被害届を提出または被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
4. 被害が発生した時点において、下記第8条に定めるセキュリティ対策を講じていること。

第3条 補償の対象となる期間

前条の請求がなされた場合、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日（受理日）の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日から受理日までに行われた不正な資金移動等にかかる損害に対して補償します。

第4条 補償金額

本サービスのご契約先には、1契約につき1事故あたり、1,000万円を補償の上限として、当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補償するものとします。
ただし、下記 第7条に該当する場合、補償をしないもしくは補償を減額します。

第5条 適用の制限

前2条、3条、第4条の定めは、当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第6条 補償の制限

前2条、3条、4条、第5条の規定にかかわらず、不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合、補償の対象外といたします。

- 1 取引開始前に発生した不正使用による損害の場合
- 2 システムが正常に機能していない間に生じた損害の場合
- 3 ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人による行為、または加担した不正の場合。
- 4 不正な預金等の払出しが被害者の代表者またはその家族、同居人、役員、従業員による行為、または加担した不正の場合。
- 5 ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- 6 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。
- 7 他人に強要された本サービスの不正使用による場合。
- 8 お客様が反社会的勢力に該当する場合（注）。

第7条 免責事項

次の各号のいずれかに該当する場合、補償を減額するもしくは補償しない取扱いとします。

- 正当な理由なく、他人にＩＤ・パスワード等を回答してしまった、あるいは安易にお客様カードや利用者ワンタイムパスワード等を渡してしまった場合
- パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ＩＤ・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。
- 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にＩＤ・パスワード等を入力してしまった場合。
- 上記1～3の場合と同程度の注意義務違反がみとめられた場合。

第8条 セキュリティ対策

- ＩＢ専用ウイルス対策ソフトの導入、電子証明書の利用、利用者ワンタイムパスワードの利用を含め、当金庫が本サービスに導入しているセキュリティ対策を着実に実施すること。
- 本サービスに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- 本サービスに使用するパソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したソフトやウェブブラウザ等の使用を止めること。
- 本サービスに使用するパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働すること。
- 本サービスに係るパスワードを定期的に変更すること。
- 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用は止めること。
- Eメールアドレスを登録し、Eメールアドレスを変更する場合は、変更後のアドレスを速やかに登録すること。

第9条 他の補てんがある場合の取扱

ご契約先が被った被害の全部または一部に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額されることがあります。

第10条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、本サービス利用口座にかかる各種規定、関係する各種規定により取り扱います。

第11条 規定の変更等

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- 上記1の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第12条 準拠法、合意管轄

- 本規定の準拠法は日本法とします。
- 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(注) お客様が反社会的勢力に該当する場合とは、本サービスのご契約先（取引名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合となります。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること